

第2号様式(第6条関係)

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 2017年 7月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	東京海上日動ベターライフサービス株式会社
代表者名	取締役社長 中村 勇
所在地	東京都世田谷区用賀4-10-5
電話番号／FAX番号	03-5717-1810 / 03-5717-1822
ホームページアドレス	https://www.tnbls.co.jp/
資本金(基本財産)	資本金 100百万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	東京海上日動火災保険株式会社 (100%)
設立年月日	2006年2月1日
直近の事業収支決算額 ※2	2016年4月～2017年3月 (収益) 7,138百万円 (費用) 6,956百万円 (損益) 182百万円
会計監査人との契約	無・有 (PwCあらた有限責任監査法人)
他の主な事業	在宅介護サービス「みずたま介護ステーション」の運営 介護付有料老人ホーム「ヒルデモア/ヒュッテ」の企画・販売・運営 サービス付き高齢者向け住宅の運営 企業・法人向けソリューションサービスの提供

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	ヒルデモアたまプラーザ・ビレッジⅢ		
施設の類型及び表示事項	類型	1 介護付 (一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型	
	居住の権利形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
	入居時の要件	1 自立(※P18～9入居退去等を参照ください) 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護	
	介護保険	1 指定介護保険特定施設 (番号1475501050、指定年月日 2008年3月1日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可	
	居室区分	1 全室個室(夫婦専用含む) 2 相部屋あり	

介護に関わる職員体制	入居者数：職員＝3.0：1 以上 要介護認定を受けている方に対して、現在及び将来にわたって、要介護者3人に対して職員1人以上の割合（年度ごとの平均値）で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの職員配置基準（3.0：1以上）を満たしております。なお、職員配置基準は、非常勤職員を常勤職員に換算する方式で行ないます。また、常時要介護者3人に職員が1人お世話するものではありません。			
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可（詳細はP13に記載します。） 2 提携ホーム移行型（ ）		
開設年月日	2008年3月1日			
施設の管理者氏名	松下 妙子			
所在地	〒216-0011 神奈川県川崎市宮前区犬蔵2-34-7			
電話番号	044-978-6300			
交通の便 ※3	東急田園都市線「たまプラーザ」駅 北口より徒歩約13分（約970m）			
ホームページアドレス	http://www.hyldeemoer.com/home/tama3/			
敷地概要 ※4	権利形態 所有・借地 （借地の場合の契約形態） 通常借地契約・定期借地契約 （借地の場合の契約期間） 年 月 日～年 月 日 （通常借地契約における自動更新条項の有無） 無・有 敷地面積 6,628.95㎡			
建物概要	権利形態 所有・借家 （借家の場合の契約形態） 通常借家契約・定期借家契約 （借家の場合の契約期間） 年 月 日～年 月 日 （通常借家契約における自動更新条項の有無） 無・有 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下2階 地上5階建 （耐火・準耐火・その他） 延床面積 10,186.16㎡（うち有料老人ホーム10,186.16㎡） 建築年月日 2008年 1月31日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他（ ）			
居室、一時介護室の概要	居室総数 70室 定員 120人（一時介護室を除く） （内訳）			
	居室	居室定員	室数	面積
		個室	70室	39.25㎡～48.71㎡
		うち2人定員	50室	46.97㎡～48.71㎡
		2人部屋（相部屋）	室	㎡～㎡
	1人部屋（相部屋）	室	㎡～㎡	
	一時介護室	個室	室	㎡～㎡
2人部屋（相部屋）		室	㎡～㎡	
1人部屋（相部屋）		室	㎡～㎡	

食堂	設置階 B1階 (369.18㎡)	設置階 各居室 / B1階 (28.80㎡/48.62㎡)	設置階 B1階 (37.59㎡)	設置階 ー ()	使用	設置箇所 各居室及び各階共用	洗面設備	設置箇所 各居室及び各階共用	設置箇所 各居室及び各階共用	談話室	設置階 ー	同談室	設置階 1階 (24.59㎡)	設置階 1階 (38.93㎡)	設置階 ー	設置階 B1階・1～5階	設置階 1階 ケアスペース・内	看護・介護職員室	各階 ケアコーナー	設置階 B1階 (55.90㎡)	機能訓練室	他の共用施設との共用 [無・有 ()]	健康・生きがい施設	設置階 ー	エレベーター ※3	4基(うち3基は4人可 2基)	設置箇所 全階 (各居室・設備・廊下)	居室のある区域の廊下幅	同1階設置後の有効幅員 (1.84m)	消火器	無・有	自動火災報知設備	無・有	火災通報設備	無・有	スプリンクラー	無・有	防火管理者	無・有	防災計画(水害・土砂災害を含む)	無・有	消防用設備等	【緊急通報装置等の種類及び設置箇所】 各居室のベッドサイド、トイレ、浴室及び共用施設(浴室、共用トイレ)にナースコールを設置 各居室に流しセンサを設置、入小の各浴場はICカードによる入退管理を実施 【安心確認の方法・頻度等】 作成したケアプランに基づき、要介護状態にあわせ職員の見守り訪問による巡視、食事時その他必要に応じた巡視等を実施	同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※6	有料老人ホーム事業の提供ホーム及び提供内容	※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算する
----	-------------------	-------------------------------	------------------	-----------	----	----------------	------	----------------	----------------	-----	-------	-----	-----------------	-----------------	-------	--------------	-----------------	----------	-----------	------------------	-------	----------------------	-----------	-------	-----------	-----------------	---------------------	-------------	---------------------	-----	-----	----------	-----	--------	-----	---------	-----	-------	-----	------------------	-----	--------	--	------------------------	-----------------------	--

支払い方式 ※8	前払い方式	月払い方式	後払い方式	支払い方式 ※8	前払い方式	月払い方式	後払い方式
入院等による不在時における	1 減額なし	2 日割り計算で減額	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	・ 知念川泉の新設者物納指致および入居費の変更等を勘案し、	改定が必要と判断した場合に実施できるものとします。	・ 運営懇談会の意見を聴いたうえ、改定するものとします。	法
利用料金の改定	条件	下納き方					

3 利用料 ※7 (1) 利用料の支払い方式

- こと。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうスレッチャーは標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

敷金	費用の支払方法 ※9	前払金	間
・ 前払金は、入居時・退去時 ・ 月額利用料(管理費)は、当月分を前月に11座振替 ・ 月額利用料(食費)、介護保険自己負担額及びその他サービス費用は、当月分を翌月に11座振替 [無・有 ()]、家賃相当額の 月(分)	法第29条第6項に規定される前払金	前払金 (介護費用の前払金を除く) 65～70歳 7,160万円 71～75歳 6,030万円 76～80歳 5,200万円 81～85歳 4,380万円 86～90歳 3,720万円 91歳以上 3,010万円 Bタイプ (39.25㎡) Aタイプ (46.97㎡～48.71㎡)	想定居住期間又は最短期間 65～70歳 145ヶ月 71～75歳 122ヶ月 76～80歳 106ヶ月 81～85歳 89ヶ月 86～90歳 76ヶ月 91歳以上 61ヶ月

(2) 前払い方式

算定の基礎（内訳）	前払金として、居室および共用施設の家賃相当額を入居時に一括でお支払いいただきます。 前払金は以下の算定式により設定しております。 （月額家賃相当額※1） × （想定居住期間※2） + （想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額※3） ※1 周辺不動産の市場価格や居室・共用部の面積などを参考にAタイプ：370,000円、Bタイプ：310,000円で算定しています。 ※2 「全国特定施設事業者協議会」が発行する居住継続率表を用いて、想定居住期間時点における居住継続率が50%以上となるよう年齢に応じて61～145ヶ月として設定しております。 ※3 想定居住期間を超えて入居が継続している場合に必要の家賃相当額として、前払金の約25%としております。																						
解約時の返還金（算定方法等）	返還金＝月額家賃相当額×償却期間－入居期間中の家賃相当額（※） （※）入居期間中の家賃相当額＝（i）～（iii）の計算式により算出した金額の合計 （i）（月額家賃相当額÷30）×入居日の属する月における入居日（当日を含む）から末日までの日数 （ii）（月額家賃相当額÷30）×契約終了日の属する月における1日から契約終了日（当日を含む）までの日数 （iii）月額家賃相当額×上記（i）（ii）を除いた入居期間中の経過月数 * 二人入居の場合、お二人とも退去されたときに返還致します。																						
返還の対象とならない額の有無	無・☒有（前払金の約25%） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>Aタイプ (46.97㎡～48.71㎡)</th><th>Bタイプ (39.25㎡)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65～70歳</td><td>1,795万円</td><td>1,505万円</td></tr> <tr> <td>71～75歳</td><td>1,516万円</td><td>1,268万円</td></tr> <tr> <td>76～80歳</td><td>1,278万円</td><td>1,074万円</td></tr> <tr> <td>81～85歳</td><td>1,087万円</td><td>911万円</td></tr> <tr> <td>86～90歳</td><td>908万円</td><td>764万円</td></tr> <tr> <td>91歳以上</td><td>753万円</td><td>629万円</td></tr> </tbody> </table>			Aタイプ (46.97㎡～48.71㎡)	Bタイプ (39.25㎡)	65～70歳	1,795万円	1,505万円	71～75歳	1,516万円	1,268万円	76～80歳	1,278万円	1,074万円	81～85歳	1,087万円	911万円	86～90歳	908万円	764万円	91歳以上	753万円	629万円
	Aタイプ (46.97㎡～48.71㎡)	Bタイプ (39.25㎡)																					
65～70歳	1,795万円	1,505万円																					
71～75歳	1,516万円	1,268万円																					
76～80歳	1,278万円	1,074万円																					
81～85歳	1,087万円	911万円																					
86～90歳	908万円	764万円																					
91歳以上	753万円	629万円																					
初期償却の開始日	入居日																						
介護費用の前払金【該当なし】	円 ～ 円																						
算定の基礎（内訳）																							
解約時の返還金（算定方法等）																							

返還の対象とならない額の有無	無・有（円）						
初期償却の開始日							
月額利用料	☒ 一人入居	281,880円	☒ 二人入居	466,560円			
年齢に応じた金額設定	☒ 無・有						
要介護状態に応じた金額設定	☒ 無・有						
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	その他
	☒ 一人入居 281,880円	194,400円	—	87,480円	実費	—	—
	☒ 二人入居 466,560円	291,600円	—	174,960円			
算定根拠 ※11	管理費	共用部・厨房等の維持管理費および事務管理部門の人件費等で算出しています。					
	介護費用	—					
	食費	朝食540円、昼食864円、夕食1,512円 ※事前予約制です。 ※喫食分のみご請求致します。所定の時刻までにキャンセルのお申し出の無い場合は費用が発生致します。 ※上記は1日3食を30日間含むしかなかった場合の料金です。					
	光熱水費	居室部分は実費負担となります。 (共用部は管理費に含まれています。)					
	家賃相当額	前払金としてお支払いいただきます。					
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	その他	—					
	おむつ代、週2回以上の清掃費、被服クリーニング費、理美容代、サークル活動における材料費、医療費、週3回以上の入浴介助を希望する場合の費用、職員同行を希望される場合の費用等、有料サービス一覧表を参照ください。						

者員州の割合に応じた

外活動における材料費、医療費、通3回以上の入浴介助を希望する場合の

特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)			
区 分	月 額	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)
要介護1	196,143 円	19,615 円	39,229 円
要介護2	218,409 円	21,841 円	43,682 円
要介護3	242,422 円	24,243 円	48,485 円
要介護4	264,687 円	26,469 円	52,938 円
要介護5	288,357 円	28,836 円	57,672 円

各種加算の状況	
個別機能訓練加算	(無・有)
夜間看護体制加算	(無・有)
医療機関連携加算	(無・有)
看取り介護加算	(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)
サービス提供体制強化加算	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
介護職員処遇改善加算	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)

介護予防特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)			
区 分	月 額	利用者負担 (1割の場合)	利用者負担 (2割の場合)
要支援1	69,476 円	6,948 円	13,896 円
要支援2	114,371 円	11,438 円	22,875 円

各種加算の状況	
個別機能訓練加算	(無・有)
医療機関連携加算	(無・有)
認知症専門ケア加算	(無・有)
サービス提供体制強化加算	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
介護職員処遇改善加算	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)
	(無・有)

介護保険に係る利用料
※13
適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

(4) 共通事項

改定ルール(勘案する要素及び改定手続等)	・神奈川県消費者物価指数および人件費の変動等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて改定するものとする。 ・月額利用料その他のサービスの対価等にかかる消費税の額は、税法の改正に伴い税率が変更された場合は自動的に変更されるものとし、当該変更の効力発生後の期間に対応する利用料等については変更後の税率により算定された消費税等を加算した利用料等を支払うものとし、
前払金の返還金の保全措置	保全措置の内容 (三菱UFJ信託銀行株式会社との信託契約に基づき、事業主体から受託した下記保全金額を信託財産として管理し、事業主体が所定の事由により本ホームの運営が困難になった場合には、信託財産の範囲内で保全金額の返還を行います 保全金額：前払金の返還金計算式により算出した返還金の合計額または500万円のいずれか低い金額) 無の場合の理由()
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・有 有の場合の保険名 事業活動包括保険 (東京海上日動火災保険株式会社)
消費税の対象外とする利用料等	(前払金方式) 前払金 (月払い方式) 敷金、家賃相当額 上記以外の費用は消費税率8%を含んだ金額です
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	無・有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

- ※7 消費税を含む総額表示とすること。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。
食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。
光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。
- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4. サービスの内容
(1) 全体の方針

運営に関する方針	高齢質な介護サービスをベースに東京海上グループの総合力を活かし、①入居者個々のニーズに合った生活、ケアプランの提供②介護予防、要介護度の進行を遅らせることを意識において生活リハビリの提供③医療機関との連携を図りながら日々の健康管理を行い、安心して暮らして頂ける住まいの提供を運営方針としています。	・職員体制 3:1以上 ※要支援・要介護の方3名に対し、週40時間勤務を1名と換算した介護・看護スタッフ1名以上：人と人のつながりを一帯に考えた介護/看護を1指しています。 ・看護体制 日中常駐（夜間オンコール体制）
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施 2 委託 3 なし	① 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	① 自ら実施 2 委託 3 なし	① 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	① 自ら実施 ② 委託（清掃） 3 なし	① 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施 2 委託 3 なし	① 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし	① 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施 2 委託 3 なし	① 自ら実施 2 委託 3 なし

(2) サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費 サービス、入退院時の下続介助、生活相談等 食費 1日3食の提供体制、配膳、常食、献立食（11大、刻み食、ミキサー食）の提供、栄養相談 その他 -	（介護予防）特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等 月額利用料に含まれない費用 負担の必要なサービスとその別添 サービス等の一覽表及び管理規程による別添 サービス等の一覽表による
（介護予防）特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 サービス等の一覽表による 介護費用の提供、栄養相談	一部又は全部の業務を委託する場合委託先及び委託内容 施設管理業務：東京海上日動フシナイズ株式会社 施設内清掃業務：東急ビルメンテナンス株式会社 【ビルデモア】 ・ホーム内窓11 担当者 松下 妙子 044-978-6300
居指解決の体制（相談窓口、居指先、連絡先、第三者機関の連携先等）※15		

・本社窓口 コンプライアンス・ホットライン 03-5717-1821/090-7200-4392 ホーム及び本社での解決が難しい場合は、次の行政機関等に相談することができま	【行政機関等】 ・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護指導相談課 045-329-3447 ・川崎市健康福祉局長 社会部 高齢者事業推進課/介護保険課 044-200-2111（代表）	事故発生時の対応（医療機関間の医師の指示を仰ぎ、119通報による他の医療機関への連絡、家族等への連絡 方法・説明等） 事故発生時の防止のための指針 事故発生時には、事業者の故意または重大過失により発生した本物件内の事故により入居者の生命、身体、または財産に損害が生じた場合は、入居者に対して速やかに損害を賠償します。ただし、地震・津波等の天災、戦争・暴動等の不可抗力に起因する事故について事業者は責任を負いません。また、入居者に過失がある場合には、事業者の賠償額を減することがあります。	公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者協会への加入 無・有 基本制度への加入状況 入居者募集への加入 無・有
--	---	--	--

を記入。

5. サービスを行う場所等

要介護時（認知症を含む）に介護を行う場所	居室から一時介護を を居へ移る場合（間断基準 住後・手続、追加費用の要 みに否、居室利用権の取扱 住居 い等）	事業者は、入居者の心身の状態の変化に伴い、より適切な介護サービス提供のため、一定の観察期間を設け、医師の意見を踏まえ入居者および身元引受人の同意を得た上で、入居者の居室を居室へ住み替える場合（同上） 変更する場合があります。この場合には、原則追加費用はありま
居室		

提携ホームへ住み替える場合（同上）	・本ホーム（以下、Ⅲ）の入居者が、P18「9. 入居者の条件（年齢、心身の状況（自立・要支援・要介護等）」のうち⑤～⑨のいずれかに該当しないこととなった場合（但し、事業者は、この判断に際して事業者の指定する医師の意見を参考にする」とともに、当ホーム内の専門職等の意見を踏まえるものとし、事業者は入居契約に基づき、Ⅲ入居者に対し、入居者の要介護状態に適切に対応し得る、ヒルデモアたまプラーザ【ビレッジⅠ】（以下、Ⅰ）への移転を求めることができるものとします。 ・事業者がⅢ入居者および身元引受人に対して前項の通知をしたとき、Ⅲ入居者は事業者との間で新たにⅠ入居契約を締結するものとし、Ⅰ入居契約の契約日の前日をもってⅢ契約が終了するものとします。なお、ⅢおよびⅠの入居契約においてどちらも前払金方式を選択した場合は、下記の計算式に基づき前払金の差額を返還します。その際、Ⅰにおける入居時償却は行わず、Ⅰの償却満了日は、Ⅲの償却満了日と同一となります。住み替え後の月額利用料はⅠの金額となります。
	相殺後前払金返還金＝P5「解約時の返還金」で求めた返還金－Ⅰの入居日からⅠにかかる入居契約に基づく償却期間満了日までの家賃相当額（※※） （※※）Ⅰの入居日から償却期間満了日までの家賃相当額＝（iv）～（vi）の計算式により算出した金額の合計 （iv）（Ⅰの月額家賃相当額÷30）×転居先施設の入居日の属する月における入居日（当日を含む）から末日までの日数 （v）（Ⅰの月額家賃相当額÷30）×償却期間満了日の属する月における1日から償却期間満了日（当日を含む）までの日数 （vi）Ⅰの月額家賃相当額×上記（iv）（v）を除いた期間中の経過月数 ・ⅢⅡ人入居のうちお一人目が住み替える場合は、前項の規定にかかわらず、新規にⅠ入居契約を締結するものとします。お二人目が住み替える場合において、前項の規定を適用します。

6 医療

協力医療機関（または嘱託医）の概要及び協力内容	名称	医療法人社団プラタナス 青葉アーバンクリニック
	診療科目	内科
	所在地	神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町 1169
	距離及び所要時間	約 4.6km、車で約 13 分
	協力内容	訪問診療
	名称	つづき歯科クリニック たまプラーザ
協力歯科医療機関（または嘱託医）の概要及び協力内容	診療科目	歯科
	所在地	神奈川県横浜市青葉区新石川2-1-15 たまプラーザテラス リンクプラザ 3 階
	距離及び所要時間	約 1.3 km、車で約 6 分
	協力内容	訪問診療、通院による歯科診療 年 1 回の定期歯科検診
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	名 称	むろき歯科医院
	所在地	神奈川県横浜市青葉区美しが丘1-11-1 上杉ビル第2 3 階
	距離及び所要時間	約 1km、車で約 5 分
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	協力内容	通院による歯科診療
	通院	・協力医療機関への通院同行に係る費用は、特定施設入居者生活介護等利用契約を結ばれている方は、介護保険給付サービスに含まれます。
入院	入院	・医師の判断を基本とし、入居者及び家族と相談の上、希望される病院に入院となります。
	入院	・入院期間中は、月額利用料の食費以外は通常通りの負担となります。
	入院	・協力医療機関への入退院の移送・同行に係る費用は、特定施設入居者生活介護等利用契約を結ばれている方は、介護保険給付サービスに含まれます。
	入院	・入院に係る費用は入居者の負担となります。
入院	入院	・入院中も居室利用権は存続し、施設の都合で居室を使用することはありません。

7 人居环境等

(2017年5月31日)

入居者数及び定員	68人(定員 120人)	男性 17人、女性 51人	自立 23人	要介護 24人	要支援 21人	入居者の状況
			(内部) 要介護1 12人 要介護2 3人 要介護3 5人 要介護4 1人 要介護5 1人	(内部) 要支援1 12人 要支援2 9人		

8 附件

○隨自數等

(2017年6月11日)

職員数	人数	1名1派 (21時～7時)	人数 (最少人数)	備考 (資格・委託等)	常勤換算後の		管理 者	生活相談員	直接健康職員	介護職員	看護職員	機能訓練指導員	理学療法士	作業療法士	その他	計画作成担当者	医師	栄養士	調理員	事務職員	その他職員	計	
					人数	1名1派																	
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
13.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (18)	5 (2)	4 (3)	58 (31)
17.4	1.0	2	2	2名は計画作成担当者兼務	4.0	-							1 (1)	1 (1)	- (-)	- (-)	※2 (2)	- (-)	1 (1)	24 (1			

(2) 題目の意味

管理名		兼務に係る資格等 実務等の名称 介護福祉士		① あり ② なし	
他の職務との兼務 ① あり（介護予防との兼務あり） ② なし		① あり ② なし			
看護職員 介護職員 生活相談員 機能訓練指導員 計画作成担当者		常勤 非常勤 常勤 非常勤 常勤 非常勤 常勤 非常勤	前年度1年間の採用者数 前年度1年間の退職者数	就業 応に務 1年以上 3年未満 1年以上 3年未満 3年未満 5年未満 5年以上 10年未満 10年以上 数人の経験	

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

注2) 直接視察職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と見做され、- 時的な介護その他日常生活に必要な援助を行う職員を含む人数とし、また、常勤換算後の人数において、自らが対応の人数を内数で記入。

注3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者以外の職務を兼務している場合は、職員数の人数

注3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者以外の職務を兼任している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼任している職名を備考欄に記入。

注(4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者等の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	22.8	21.4	21.0
要介護者の人数	21	23.7	23.5
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16	9.3	10.1	10.0
配置している直接処遇職員の人数 ※17	15.8	16.2	16.5
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.8 : 1	1.9 : 1	1.9 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の通勤勤務時間 40時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	7:00 ~ 16:00	
	日勤	9:00 ~ 18:00	
	遅番	12:00 ~ 21:00	
	夜勤	16:30 ~ 9:30	
	看護職員 早番	: ~ :	
	日勤	9:00 ~ 18:00	
	遅番	: ~ :	
	夜勤	: ~ :	

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	1人	介護職員実務者研修修了者	-人(-人)
介護福祉士	10人(-人)	介護職員初任者研修修了者	4人(7人)
介護支援専門員	0人(2人)	資格なし	-人(-人)

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を()に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件(年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	①65歳以上の自立の方および要介護認定者(介護保険制度下における要支援または要介護と認定され、介護サービスを受けられる方)で事業者の支援を受ければ共同生活を営むことができる心身の状況にあること ②入居中の経済的な負担を負えること ③身元引受人および返還金受取人を選任できること ④必要な場合には事業者の指定する医師により診断を受けること ⑤医療的処置・管理(点滴静注、酸素吸入、その他生命および健康を確保するための医療機器の使用を含みます)が持続的に必要な常態でないこと ⑥特殊浴槽等の設備を利用した入浴が必要な常態でないこと ⑦食事または排泄に介助が必要な常態でないこと ⑧認知症が進行し他人との意思疎通を図ることが困難な常態(自宅まで単身で戻ることができないことがしばしば生じる場合を含みます)でないこと ⑨自傷行為、暴力行為等が頻繁に発生し、乙および他の入居者の生命、人権の確保するための管理が必要な常態でないこと ※入居前の診断等により常時医療的処置を要する方や伝染病、感染症及び暴力行為等により共同生活に支障を来す方は、事業者よりお断りすることがあります。
身元引受人等の条件及び義務等	(身元引受人の条件・義務等) ①入居契約において入居者が負うべき債務についての連帯保証 ②入居者の介護サービス提供計画書(ケアプラン)への同意に関する協力 ③入居者の治療、入院に関する手配の協力 ④契約終了時の入居者の身柄の引き取り ⑤入居契約に定める家具等残置物の引き取り 身元引受人の責任期間は、入居契約の契約日から明け渡し完了し、かつ費用精算が終了するまでの日とします。 (返還金受取人) 前払金等の返還金は、入居者が退去した場合は入居者もしくは入居者の法定代理人に、ご逝去による契約の終了の場合には返還金受取人として定められた者に返還します。
生活保護受給者の受入れ対応	☑ 可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19	(施設からの契約解除) 以下の場合には、施設から90日間(前払金方式の場合)または30日間(月払い方式の場合)の予告期間を置いて、契約を解除することがあります。 ① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居し、かつ虚偽記載により共同生活に支障が生じたとき

